



2025 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 日本高純度化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小島 智敬  
(コード番号 4 9 7 3 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役 渡邊 基  
(TEL. 03-3550-1048)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

|                   |                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日          | 2025 年 7 月 18 日                                                                                   |
| (2) 処分する株式の種類及び総数 | 当社普通株式 6,200 株                                                                                    |
| (3) 処分価額          | 1 株につき 3,190 円                                                                                    |
| (4) 処分総額          | 19,778,000 円                                                                                      |
| (5) 割当予定先         | 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）2 名 3,700 株<br>当社非業務執行取締役<br>（監査等委員である取締役を除く。）5 名 2,500 株 |
| (6) その他           | 特になし                                                                                              |

### 2. 処分の目的及び理由

当社では、2025 年 6 月 20 日開催の第 54 期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役①」といいます。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件が決議され、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで中長期の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度①」といいます。）を導入することが承認されております。

本制度①に基づき、対象取締役①に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、年額 60,000 千円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 24,000 株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間とすること等につきましても併せて同日の株主総会でご承認をいただいております。なお、譲渡制限付株式の割当てのための報酬額につきましては、新たな算定式による支給が第 56 期からとなるため、第 55 期（2025 年 7 月から 2026 年 6 月まで）の支給については、変更前の算定式に基づくものといたします。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役① 2 名に対し、金銭報酬債権合計 11,803,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給すること、及び本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 2 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 3,700 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役の地位を退任等する日までとしております。

さらに、2025年6月20日開催の第54期定時株主総会において、非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役②」といいます。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件が決議され、株主の皆様の視点で価値を共有し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度②」といいます。）を導入することが承認されております。本制度②に基づき、対象取締役②に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、年額10,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として払込期日から当社の取締役の地位を退任等する日までの間とすること等につきましても併せて同日の株主総会でご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役②5名に対し、金銭報酬債権合計7,975,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給すること、及び本制度に基づき、割当予定先である対象取締役②5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式2,500株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役の地位を退任等する日までとしております。

#### <株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任する日（ただし、当該退任の日が2026年6月30日以前の日である場合には、2026年7月1日）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当な理由があると判断した場合は譲渡制限の解除の時期を調整するものといたします。

また、対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由又は死亡により退任した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果単元株数未満の端数が生ずる場合には、これを単元株数に切り上げます。）の株式について、当該退任の直後の時点において、譲渡制限を解除いたします。

##### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果単元株数未満の端数が生ずる場合には、これを単元株数に切り上げます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年6月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,190円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上